

旅行業約款 募集型企画旅行の部

1. 募集型企画旅行契約

この旅行は、橙雅交通株式会社（以下「当社」という）が企画・募集する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。又、契約の内容・条件は募集広告（パンフレット等）、下記条件、確定書類（最終旅行日程表）及び当社募集型企画旅行約款によります。

2. 旅行のお申込みと契約の成立

(1) 申込書に所定の事項を記入のうえ、おひとり様につき下記のお申込金を添えてお申込みいただきます。お申込金は旅行代金、取消料又は違約金のそれぞれの一部として取り扱います。

(2) 当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行申込みを受付することがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込書と申込金を提出されない場合、当社はお申込はなかったものとして取り扱います。

(3) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。

(4) お申込み金

旅行代金	2万円未満	5万円未満	10万円未満	10万円以上
お申込金(お一人様)	5,000円より旅行代金まで	10,000円より旅行代金まで	20,000円より旅行代金まで	代金の20%より旅行代金まで

3. 申込み条件

(1) お申し込み時点で20歳未満の方は、保護者の同意書が必要です。旅行開始時点で15歳未満の方は、保護者の同行が必要です。75歳以上の方は原則として健康診断書の提出をお願いすることがあります。

(2) ご出発日の前日から起算して10日前にあたる日以降で最少催行人員に満たない場合と、お客様の申し込みよりも早く弊社バスが満車になった場合は催行中止となりますのでご容赦ください。尚、参加者5~9名の場合は13名乗りミニバス、参加者10~15名の場合は26名乗りマイクロバスにて運行とさせていただきます。

(3)障害、慢性疾患をお持ちの方、妊娠中の方、現在健康を害している方等で特別な処置を必要とする方はお申し込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲でこれに応じます。

4. 旅行代金のお支払

(1)旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって10日目にあたる日より前にお支払いいただきます。また、旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって10日目にあたる日以降のお申込みの場合は、お申し込みの際全額お支払いください。

5. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した利用運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコノミークラス)、宿泊代、食事代、各コースの特典、旅行取扱料金及び消費税等諸税。※上記諸費用はお客様の都合により、一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

6. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変・戦乱・暴動・運送機関等のサービス提出の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容、その他の募集型企画旅行契約の内容を変更することがあります。

7. 旅行代金の変更

当社は旅行契約締結後であっても、次の場合には旅行代金を変更いたします。

(1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済状態の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。但し、旅行代金を増額変更するときには、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。

(2)第7項により旅行内容が変更され旅行実施に要する費用が増加又は減少したときには、当社はその差額の範囲内で旅行代金を変更することがあります。

8. お客様による旅行契約の解除

(1)お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。この場合すでに収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き払い戻しいたします。申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。尚、契約解除のお申し出は、お申し込み箇所の営業時間内にお受け致します。お客様の都合で出発日及びコースの変更、人員減をされる場合も取消料の対象となります。

変更・取消日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって）	変更・取消料
11 日目にあたる日以前	無料
10 日目にあたる日以降 8 日目にあたる日まで	旅行代金の 20%
7 日目にあたる日以降 2 日目にあたる日まで	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始日当日	旅行代金の 50%
旅行開始後または無連絡不参加	旅行代金の 100%
備考 (一) 取消料の金額は、契約書面に明示します。 (二) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。	

(2)お客様は次のいずれかに該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。

a: 第 6 項に基づく旅行契約内容の変更のとき。

b: 第 7 項に基づき旅行代金が増額改訂されたとき。

c: 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

d: 当社の責に帰すべき事由により旅行日程に従った旅行実施が不可能になったとき。

(3)旅行開始後 a: お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

b: 旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由により契約書面に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、当該不可能になった旅行サービス提供に係わる部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分を払い戻しいたします。

9. 当社による旅行契約の解除及び催行の中止

(1)お客様が当社所定の第4項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は当該期日の翌日において旅行契約を解除することがあります。

(2)次のいずれかに該当する場合、当社は旅行契約を解除することがあります。

a: 旅行者が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。

b: 旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

c: 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

d: 旅行者が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

e: 旅行者の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。

f: スキーを目的とする旅行における必要な降雪量等の旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。

g: 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

h: 通信契約を締結した場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。

i: 旅行者が、標準旅行業約款 募集型企画旅行契約の部 第七条第五号から第七号までのいずれかに該当することが判明したとき。

10. 添乗員

添乗員同行の表示コース以外は個人形式のセット旅行となりますので添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様自身で行っていただきます。

11. 当社の責任及び免責事項

(1)当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は当社の手配代行の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。

(2)お客様の次に例示するような事由により損害を被った場合は、上記の責任を負うものではありません。

a: 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

- b: 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- c: 官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- d: 自由行動中の事故
- e: 食中毒
- f: 盗難
- g: 運送機関の遅延、不通又はこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮。

(3)手荷物について生じた本項 (1) の損害については、同項の規定に係わらず、損害発生の日から起算して 14 日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、おひとり様 15 万円を限度として賠償します。

1 2. 特別補償

(1)当社は、当社の責任が生ずるか否かを問わず、募集型企画旅行約款の特別補償規定により、お客様が当該旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体又は荷物に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金又は見舞金を支払います。但し、お客様の故意、酒酔い運転、疾病又は自由行動中の危険な運転(ハングライダー・スカイダイビング・スノーモービル等)に起因する場合はこの限りではありません。

(2)当社が、本項 (1) に基づく補償金支払義務と第 12 項により損害補償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

(3)旅行日程中、当社の手配に係る運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けない日に生じた事故及びお客様が被った損害には特別補償規定による補償金及び見舞金の支払いはされません。

1 3. 旅程保証

(1)当社は、下記表の左欄に掲げる重要な変更(次に掲げる変更を除きます)及び運送・宿泊機関等が契約内容の旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関の座席、部屋その他の設備の不足が発生したことによる変更が行われた場合は、旅行代金に記載の率を乗じた変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は旅行代金の 15%を限度とします。又、一旅行契約についての変更補償金の額が 1,000 円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率 (%)
-------------------	-------------

	旅行開始前	旅行開始後
1) 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2) 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。） その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3) 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 （変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備の それを下回った場合に限りします。）	1.0	2.0
4) 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5) 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の 異なる便への変更	1.0	2.0
6) 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由 便への変更	1.0	2.0
7) 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級 を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿 泊機関の等級を上回った場合を除きます。）	1.0	2.0
8) 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件 の変更	1.0	2.0
9) 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事 項の変更	2.5	5.0
<p>(注1) 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。</p> <p>(注2) 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。</p> <p>(注3) 第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。</p> <p>(注4) 第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合に</p>		

は適用しません。

(注 5)

第七号の宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト又は当社の営業所若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。

(注 6)

第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が一乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1件として取り扱います。

(注 7)

第九号に掲げる変更については、第一号から第八号までの率を適用せず、第九号によります。

(2)次に掲げる事由による変更は除きます。

- a: 天災地変
- b: 戦乱
- c: 暴動
- d: 官公署の命令
- e: 運送・宿泊期間のサービス提供の中止
- f: 当社の運行計画によらない運送サービスの提供
- g: 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置。

1 4. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件の基準日及び旅行代金の基準日はホームページ上に明示した日となります。

1 5. その他の注意事項

(1)ご参加のお客様は、指定の集合時間・場所へお集まりください。定刻に集合されない場合は、無連絡不参加とみなしバスは出発をいたします。又、それ以降の交通等の手配はできかねる場合もございますので、ご了承ください。

(2)各コースとも積雪不足によるツアー催行か否かの判断は、現地索道会社・観光協会・气象台等の情報をもとに出発の2日前までに行い、中止の場合はご連絡いたします。尚、一部でもリフトが運行される場合は原則としてツアーは催行いたします。又、雪不足によりコース変更をお願いした場合の料金・条件等は、変更後のコース条件に準じます。

(3)お申し込みコースの参加人数が著しく少ない場合は、中型バス又はマイクロバス及び他者主催のバス又は途中ドライブインより、タクシー又はバスに乗り継ぐ場合があります。

(4)降雪・事故・交通渋滞等の道路事情、その他やむを得ぬ事由により、東京もしくは現地の出発・到着時間が大幅に異なる場合があります。又、これらにより生じるタクシー、列車、宿泊代等の請

求には一切応じられません。

(5) グループのお申込で人員減の場合、不参加者のバスの座席・食事・部屋等は一切効力を失いお取消扱いとなります。又、お申込時の部屋割り等の条件については一切無効となります。

(6) 手荷物、貴重品等の管理は各自の責任において行ってください。バス乗車の際の手荷物、スキー板等の積み降ろしはあくまでバス乗務員又は当社係員のサービス行為ですので、これによる保管管理の責には応じられません。又、盗難、紛失、置き忘れについても、当社ならびに宿泊機関、バス会社、ドライブインは一切責任を負いません。

(7) 洋室に3名様以上でご宿泊いただく際は、ツインベッドにエキストラベッドを加えてご利用いただくことがあります。

(8) 各集合場所から最終集合場所間のシャトルバスはサービス運行の為、人員・天候・道路事情などの事由により運休となる場合があります。この場合のご返金又は交通費の請求には応じられません。

(9) 記載の風景写真は、撮影時間、天候等の関係で実際の情景とは異なる場合があります。

(10) 記載の航空運賃は包括旅行運賃又は、個人包括旅行運賃を利用しております。

(11) 当社は、お客様が次の a から c までの何れかに該当した場合は、旅行契約の締結に応じないことがあります（解除することがあります）。

a: お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。

b: お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。

c: お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

16. 個人情報の取扱いについて

橙雅交通株式会社(以下「当社」という)及びご旅行をお申込みいただいた受託旅行業者は旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡の為に利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいたご旅行サービスの手配および受領のために必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用負担等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、ならびに旅行先のお土産店でのお客様のお買い物の便宜のために必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関等、保険会社、お土産店等に対し、お客様の氏名、性別、年齢、住所、電話番号、メールアドレスを電子的方法等で送付することにより提供いたします。お申込みいただく際には、これらの個人データの提供について、お客様に同意いただくものとします。このほか当社及び販売店ではキャンペーンのご案内や旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、特典サービスの提供、統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがございます。